

瀬戸内海国立公園  
(山口県地域)

公園計画書

(公園計画の一部変更)  
(環境省案)

平成 年 月 日

環境省



## 目 次

1	変更理由	3
2	規制計画	4
(1)	保護規制計画	4
ア	海域公園地区	4
イ	面積内訳	12
(ア)	地域地区別土地所有別面積	12
(イ)	地域地区別市町村別面積	14
3	参考事項	17
(1)	指定動植物	17
ア	特別地域	17
イ	海域公園地区	19
(2)	過去の経緯	20
(3)	公園区域	21
(4)	保護規制計画	23
ア	特別地域	23
(ア)	第1種特別地域	25
(イ)	第2種特別地域	28
(ウ)	第3種特別地域	36
イ	海域公園地区	40
ウ	普通地域	44
エ	面積内訳	46
(ア)	地域地区別土地所有別面積	46
(イ)	地域地区別市町村別面積	48
(5)	利用施設計画	50
ア	単独施設	50
イ	道路	54
(ア)	車道	54
(イ)	歩道	56
ウ	運輸施設	58



## 1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、多島海の景観美に加え、古くから営まれている人との暮らしと自然が調和した特色ある景観を有することから、我が国最初の国立公園のひとつとして、備讃瀬戸を中心として昭和9年に指定された。

その後、数回にわたる公園区域の拡張により、関係する府県も大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県の11府県に及ぶこととなり、我が国最大の面積を有する海の国立公園となった。

平成19年度から環境省で進めてきた国立・国定公園総点検事業において、瀬戸内海の藻場や干潟などの浅海域の生態系が重要であることが評価されている。これを受けて、平成20年度から平成23年度までに山口県地域を対象として実施した海域資質調査により、屋代島(周防大島)沖に、大規模なニホンアワサング群集が存在し、クロメやノコギリモクなどの藻場が形成されるなど優れた海中景観を有することが確認された。

今般、これらの海中景観を早急に保護するため、山口県大島郡周防大島町の海域を海域公園地区に指定することとし、公園計画の一部変更を行うものである。

## 2 規制計画

### (1) 保護規制計画

#### ア 海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

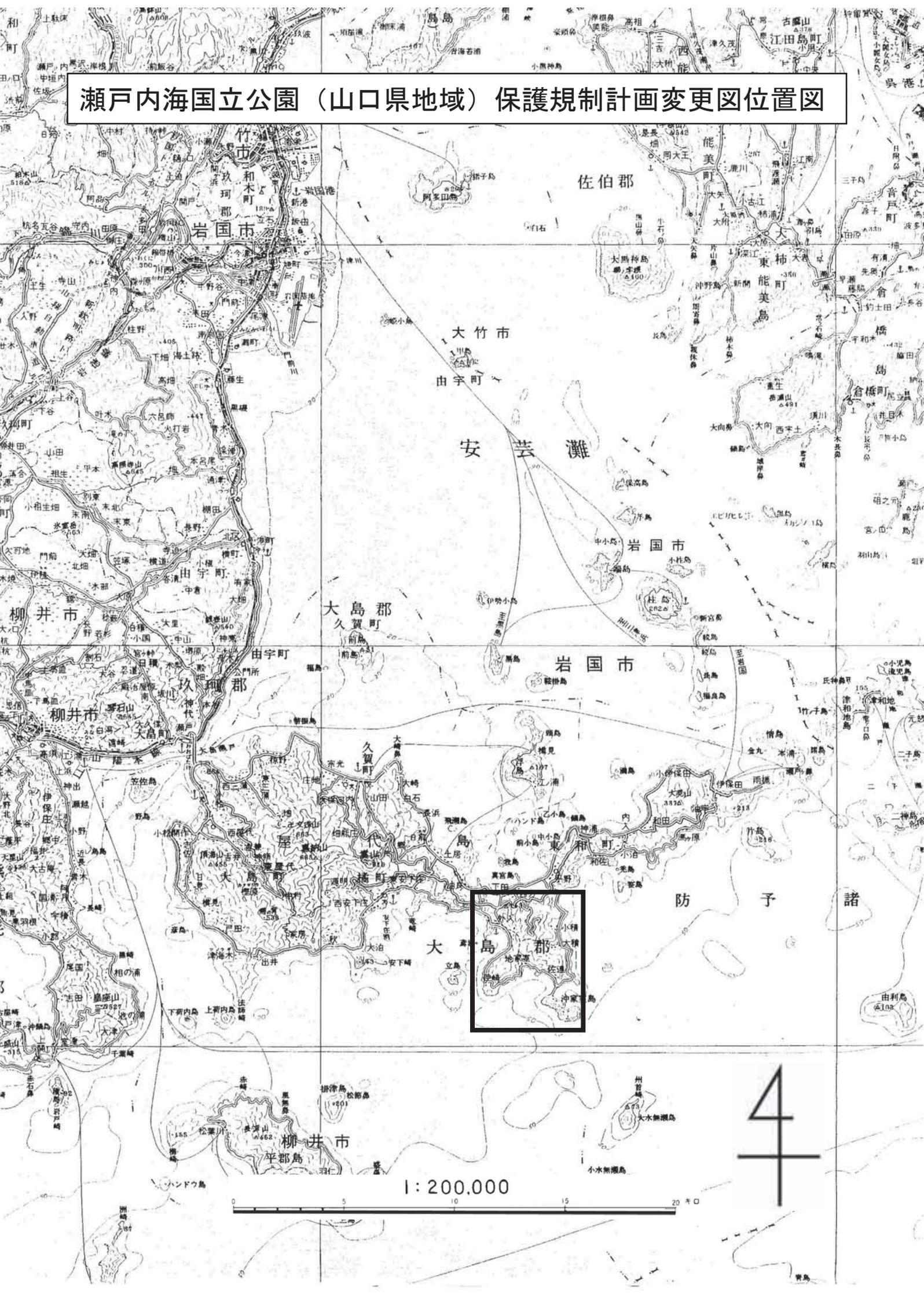
(表1：海域公園地区表)

番 号	名 称	位 置
1	牛ヶ首	山口県大島郡周防大島町 地家室地先
2	地家室	山口県大島郡周防大島町 地家室地先
3	伊崎	山口県大島郡周防大島町 外入地先
4	沖家室	山口県大島郡周防大島町 沖家室地先

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>クロメ、ホンダワラ類の海藻群落や多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要があるため、海域公園地区とする。</p>	20.3
<p>水深2mから10mにかけての岩盤や転石の上にニホンアワサンゴの大規模な群体の分布が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要があるため、海域公園地区とする。</p>	13.0
<p>クロメ、ホンダワラ類の海藻群落や多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要があるため、海域公園地区とする。</p>	18.6
<p>クロメ、ホンダワラ類の海藻群落や多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要があるため、海域公園地区とする。</p>	4.5



# 瀬戸内海国立公園（山口県地域）保護規制計画変更図位置図



1:200,000

4



# 保護規制計画変更図

凡例

【1】

①-②	五条(北緯33度52分0.5秒東経132度22分12.0秒)から真方位50度へ100mの地点を起点とし、五条に伸びる直線界
②-③	公園区域界(汀線界(東京湾中等潮位))
③-④	沖家室大橋屋代島側(北緯33度51分39.5秒東経132度21分42.0秒)と同地点から真方位170度へ100mの地点とを結ぶ直線界
④-①	汀線(東京湾中等潮位)から沖合100m線界

【2】

⑤-⑥	白木海岸(北緯33度52分6.0秒東経132度20分56.0秒)と同地点から真方位200度方向へ100mの地点に伸びる直線界
⑥-⑦	汀線(東京湾中等潮位)から沖合100m線界
⑦-⑧	白木海岸(北緯33度51分54.0秒東経132度21分29.0秒)から真方位220度方向へ100mの地点を起点とし、白木海岸に伸びる直線界
⑧-⑤	公園区域界(汀線界(東京湾中等潮位))

【3】

⑨-⑩	公園区域界(汀線界(東京湾中等潮位))
⑩-⑪	伊崎(北緯33度51分38.0秒東経132度19分32.0秒)と同地点から真方位270度方向へ100mの地点とを結ぶ直線界
⑪-⑫	汀線(東京湾中等潮位)から沖合100m線界
⑫-⑨	東和海岸(北緯33度51分47.0秒東経132度20分15.0秒)から真方位145度方向へ100mの地点を起点とし、東和海岸に伸びる直線界

【4】

⑬-⑭	公園区域界(汀線界(東京湾中等潮位))
⑭-⑮	沖家室島南岸(北緯33度50分48.5秒東経132度21分57.6秒)と同地点から真方位150度へ100mの地点に伸びる直線界
⑮-⑯	汀線(東京湾中等潮位)から沖合100m線界
⑯-⑬	沖家室島南岸(北緯33度50分45.4秒東経132度22分9.3秒)から真方位170度へ100mの地点を起点とし、沖家室島南岸に伸びる直線界

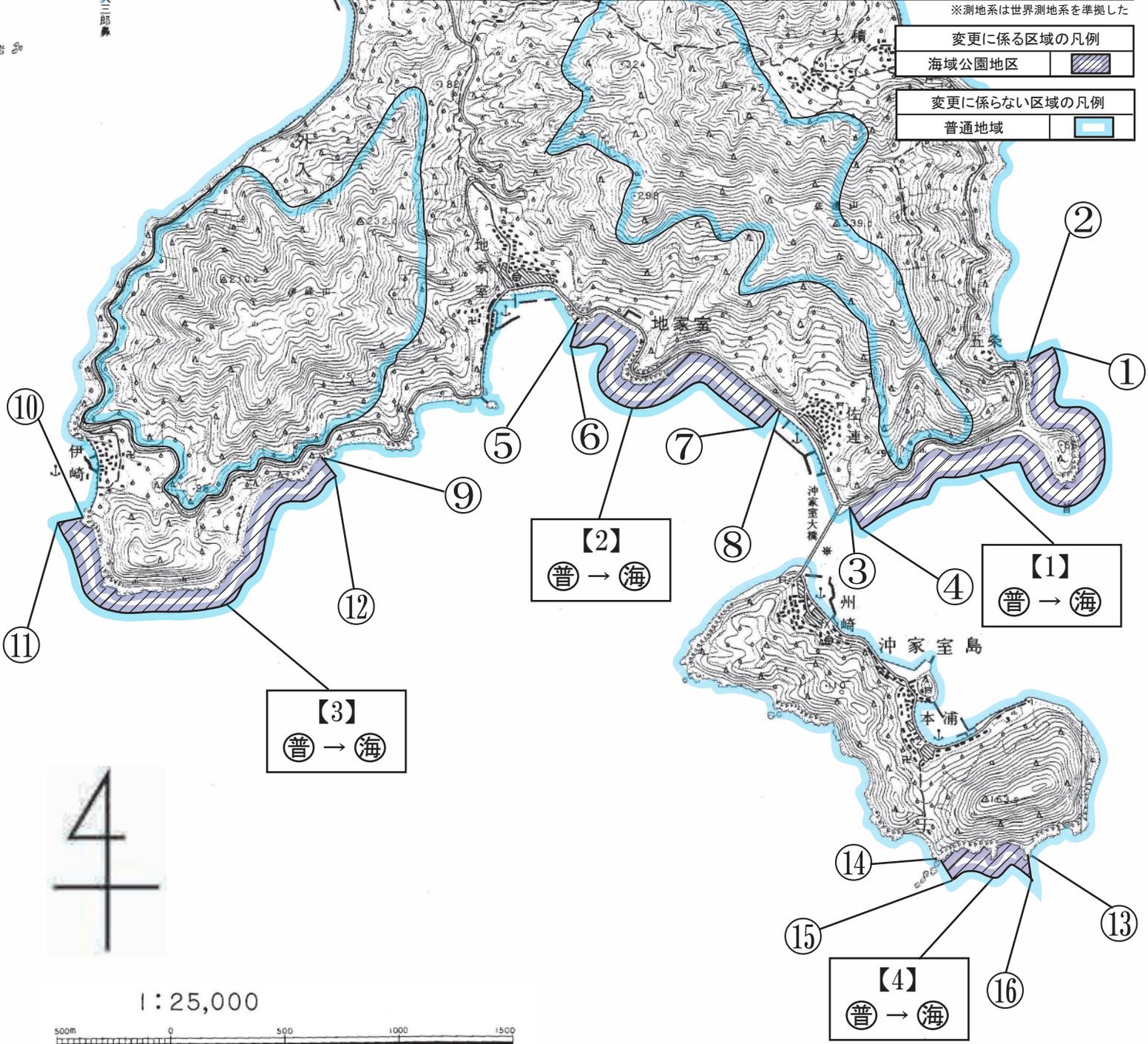
※測地系は世界測地系を準拠した

変更に係る区域の凡例

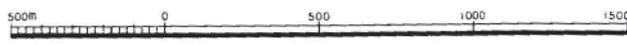
海域公園地区 

変更に係らない区域の凡例

普通地域 



1:25,000







イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積(変更後)

(表2: 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域											
		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域		
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
合計	土地所有別面積	0	0	0	0	99	22	146	182	1,474	437	378	825
	地種区分別面積 (比率)	0			121 (2.0)			1,802 (30.5)			1,640 (27.7)		
	地域区分別面積 (比率)	0 (0)			3,563 (60.3)								
	地域別面積 (比率)	3,563 (60.3)											

(単位：面積 ha、比率%)

普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			普通地域 (海域)	海域公園地区	合計 (海域)
国	公	私	国	公	私			
382	153	1,812	965	812	4,133			
2,347 (39.7)			5,910 (100.0)			837,484	4ヶ所 56.4	837,541

海域は国の所有に属する公有水面であり、  
県別に面積を示すことができないため、  
瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表3：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名		現 行									
		特 別 地 域				普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	普通 地域 (海域)	海域 公園 地区	合計 (海域) (A')	
		第1種	第2種	第3種	小計						
山 口 県	下関市	5	37	0	42	0	42				
	防府市	0	5	0	5	70	75				
	下松市	0	232	0	232	668	900				
	岩国市	0	514	0	514	0	514				
	光市	0	192	0	192	0	192				
	柳井市	0	0	201	201	0	201				
	周南市	0 (0.03)	58	423	481	1,124	1,605				
	大島郡	周防大島町	116	689	701	1,506	327	1,833			
	熊毛郡	上関町	0	68	315	383	0	383			
		田布施町	0	7	0	7	53	60			
平生町		0	0	0	0	105	105				
合 計		121	1,802	1,640	3,563	2,347	5,910	837,541	0	837,541	

(単位：面積 ha)

変 更 後						増減				
特 別 地 域				普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	普通 地域 (海域)	海域 公園 地区	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B'-A')
第1種	第2種	第3種	小計							
5	37	0	42	0	42				0	
0	5	0	5	70	75				0	
0	232	0	232	668	900				0	
0	514	0	514	0	514				0	
0	192	0	192	0	192				0	
0	0	201	201	0	201				0	
0 (0.03)	58	423	481	1,124	1,605				0	
116	689	701	1,506	327	1,833				0	
0	68	315	383	0	383				0	
0	7	0	7	53	60				0	
0	0	0	0	105	105				0	
121	1,802	1,640	3,563	2,347	5,910	837,484	4カ所 56.4	837,541	0	0

海域は国の所有に属する公有水面であり、  
 県別に面積を示すことができないため、  
 瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。



### 3 参考事項

#### (1) 指定動植物

##### ア 特別地域

特別地域内において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあっては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラ	マツバラ
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホングウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤノネシダ、オシャグジデンダ、イワオモダカ
シシラン	タキミシダ、シシラン
クワ	カカツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キンポウゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。)、タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシャクヤク
メギ	バイカイカリソウ、イカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネングサ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、ミツバイワガサ (イワガサ、タンゴイワガサ)、ウラジロイワガサ (ミヤジマシモツケ)、イブキシモツケ
マメ	ナルトオオギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバナノカキノハグサを含む。)、ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ



科名	種名
カヤツリグサ ラ	イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカズキグサ ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン(マメラン)、ムギラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン(ホクロ)、マヤラン(サガミラン)、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コクラン、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキシソウ、ベニカヤラン(マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ

イ 海域公園地区

海域公園地区内において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物は次のとおりである。

ウスマメホネナシサンゴ、ニホンアワサンゴ、キサンゴ科、ムツサンゴ、カワリギンチャク、ウミイチゴ、ウミカラマツ

## ( 2 ) 過去の経緯

### ア 公園区域

昭和 25 年 5 月 18 日	大島郡内主要峰から徳山湾に至る島嶼部の区域指定
昭和 31 年 5 月 1 日	岩国市、大島郡周辺島嶼部、光市、下関市及び北九州市の区域指定
平成 3 年 7 月 26 日	情島、柱島、浮島、黒髪島、白木山、皇座山及びその周辺地域の区域指定（再検討）
平成 18 年 1 月 19 日	海域普通地域内での埋立てにより陸地化した部分の公園区域の明確化（点検）

### イ 規制計画

昭和 32 年 10 月 23 日	特別地域の決定
平成 3 年 7 月 26 日	特別地域の決定（再検討）

### ウ 施設計画

昭和 27 年 10 月 13 日	施設計画の決定（室積園地）
昭和 29 年 2 月 18 日	施設計画の追加（松原海水浴場、太華山道路（車道））
昭和 32 年 10 月 23 日	施設計画の追加（単独施設、道路（車道）、道路（歩道））
昭和 45 年 12 月 12 日	施設計画の追加（笠戸島園地）
昭和 48 年 8 月 2 日	施設計画の追加（笠戸島野営場）
平成 3 年 7 月 26 日	施設計画の決定（再検討）
平成 18 年 1 月 19 日	施設計画の一部変更（点検）

( 3 ) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

( 表 4 : 公園区域 ( 陸域 ) 表 )

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	下関市 大字豊浦村、大字藤ヶ谷、大字前田及び大字棕野の各一部	42
	防府市 大字野島の一部	75
	下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区44林班から 51林班の全部	900
	下松市 大字笠戸島の一部	
	岩国市 大字柱島の一部	514
	光市 大字牛島、大字虹ヶ浜、大字光井及び大字室積村の各一部	192
	柳井市 大字阿月の一部	201
	周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区42林班及び 43林班の全部並びに39林班、40林班及び41林班の各一部	1,605
周南市 大字大島、大字大津島、大字栗屋、大字粕島、大字徳山及び大字富田 の各一部		

都道府県名	区 域	面積(ha)
	大島郡周防大島町 大字伊保田、大字浮島、大字沖家室島、大字久賀、大字地家室、大字土居、大字外入、大字西安下庄、大字西方、大字西三蒲、大字東安下庄、大字東屋代、大字日前、大字平野、大字棕野、大字森、大字油宇及び大字和田の各一部	1,833
	熊毛郡上関町 大字祝島、大字長島及び大字室津の各一部	383
	熊毛郡田布施町 大字馬島の一部	60
	熊毛郡平生町 大字佐合島の一部	105
	合 計	5,910

(表5：公園区域(海域)表)

区 域	面積(ha)
大阪府泉南郡岬町の地先海面の一部 兵庫県姫路市、明石市、洲本市、相生市、赤穂市、南あわじ市、淡路市及びたつの市の地先海面の一部 和歌山県和歌山市の地先海面の一部 岡山県岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市及び浅口市の地先海面の一部 広島県広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡坂町及び豊田郡大崎上島町の地先海面の一部 山口県下関市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町並びに熊毛郡上関町、田布施町及び平生町の地先海面の一部	

<p>徳島県鳴門市の地先海面の一部</p> <p>香川県高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町及び小豆島町、香川郡直島町並びに仲多度郡多度津町の地先海面の一部</p> <p>愛媛県松山市、今治市、西条市、大洲市、越智郡上島町及び西宇和郡伊方町の地先海面の一部</p> <p>福岡県北九州市の地先海面の一部</p> <p>大分県大分市及び東国東郡姫島村の地先海面の一部</p>	<p>837,541</p>
--	----------------

海域は国の所有に属する公有水面であり、  
 県別に面積を示すことができないため、  
 瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

( 4 ) 保護規制計画

ア 特別地域

次の地域を特別地域とする。

( 表 6 : 特別地域総括表 )

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	下関市 大字豊浦村、大字藤ヶ谷、大字前田及び大字棕野の各一部	42
	防府市 大字野島の一部	5
	下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区 8 林班、50 林班及び51林班の各一部	232
	下松市 大字笠戸島の一部	
	岩国市 大字柱島の一部	514
	光市 大字牛島、大字虹ヶ浜、大字光井及び大字室積村の各一部	192
	柳井市 大字阿月の一部	201

都道府県名	区 域	面積(ha)
山口県	周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区42林班及び43林班の全部並びに39林班、40林班及び41林班の各一部  周南市 大字大島、大字大津島、大字栗屋、大字粕島、大字徳山及び大字富田の各一部	481
	大島郡周防大島町 大字伊保田、大字浮島、大字沖家室島、大字久賀、大字地家室、大字土居、大字外入、大字西安下庄、大字西方、大字西三蒲、大字東安下庄、大字東屋代、大字日前、大字平野、大字棕野、大字森、大字油宇及び大字和田の各一部	1,506
	熊毛郡上関町 大字祝島、大字長島及び大字室津の各一部	383
	熊毛郡田布施町 大字馬島の一部	7
	合 計	3,563 (国 583 公 659 私 2,321)

(ア) 第1種特別地域

次の地域を第1種特別地域とする。

(表7：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	下関市 大字豊浦村の一部	5
	周南市 大字給島の一部	0 (0.03)
	大島郡周防大島町 大字沖家室島の一部	116
	合 計	121 (国 0 公 99 私 22)



(表8：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
満珠島・干珠島	山口県下関市 大字豊浦村の一部
岩 島	山口県周南市 大字給島の一部
小水無瀬島 大水無瀬島	山口県大島郡周防大島町 大字沖家室島の一部

地区の概要	面積(ha)
<p>満珠島及び干珠島とも忌宮神社の神域で、暖温帯性常緑広葉樹林が原生林に近い状態で残されている。</p> <p>満珠島はモチノキ - ホソバカナワラビ群落の自然林で、干珠島はスダジイを混じえたイスノキ - ホソバカナワラビ群落の自然林であるが、いずれも瀬戸内海西部における極盛相を示す植物群落として貴重であり、国の天然記念物にも指定されている。</p>	5
<p>瀬戸内海の多島海美を構成する島及び岩礁で、良好な自然状態を残している。</p>	0 (0.03)
<p>周防大島町沖家室島沖の無人の両島は、いずれもクワ科の常緑樹であるアコウが自生しており、その分布の北限地として植物地理学上貴重なものである。</p> <p>大水無瀬島では、礫浜に近い小崖に、小水無瀬島では断崖壁に自生が見られ、北限地であるため著しい巨樹は認められないが、相当の生育状態を示す。県の天然記念物にも指定されている。</p>	116
<p style="text-align: center;">合 計</p>	<p style="text-align: center;">121</p> <p style="text-align: center;">〔 国 0 公 99 私 22 〕</p>

(イ) 第2種特別地域

次の地域を第2種特別地域とする。

(表9：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積(ha)
山口県	下関市 大字藤ヶ谷、大字前田及び大字棕野の各一部	37
	防府市 大字野島の一部	5
	下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区48林班、50林班及び51林班の各一部	232
	下松市 大字笠戸島の一部	
	岩国市 大字柱島の一部	514
	光市 大字牛島、大字虹ヶ浜、大字光井及び大字室積村の各一部	192
	周南市 大字大島、大字大津島及び大字栗屋の各一部	58
	大島郡周防大島町 大字伊保田、大字浮島、大字久賀、大字地家室、大字外入、大字土居、大字西方、大字日前、大字平野、大字棕野、大字森、大字油宇及び大字和田の各一部	689

都道府県名	区 域	面積(ha)
山口県	熊毛郡上関町 大字祝島及び大字長島の各一部	68
	熊毛郡田布施町 大字馬島の一部	7
合 計		1,802 ( 国 146 ) ( 公 182 ) ( 私 1,474 )

(表 10：第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
火の山	山口県下関市 大字藤ヶ谷、大字前田及び大字棕野の各一部
沖島・平島	山口県防府市 大字野島の一部
笠戸島 古島 上コウズ瀬 下コウズ瀬	山口県下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区 48林班、50林班及び51林班の各一部  山口県下松市 大字笠戸島の一部
柱 島 群 島 伊勢小島・鞍 柱島・小柱島 ・続島・手島 ・中小島・福 良島・長島・ 保高島・黒島 ・柱島・端島	山口県岩国市 大字柱島の一部
虹ヶ浜海岸	山口県光市 虹ヶ浜の一部
大水無瀬島 小水無瀬島	山口県光市 大字光井の一部
室積海岸	山口県光市 大字光井、大字室積村の各一部

地区の概要	面積(ha)
火の山は、関門海峡・響灘を見渡す優れた展望地である。	37
植生は、マサキ - トベラ群集である。	5
笠戸島は海岸線の出入りが激しく、大小様々な奇岩や県木のアカマツ林で覆われた急傾斜面が多く、島の約半分が国有林である。古島はマサキ - トベラ群集の植生が見られる。	232
洪積世末の陥没により島嶼が形成された断層性の沈水島群で、植生は主にマサキ - トベラ群集であるが、小柱島は主にミミズバイ - スダジイ群集、柱島ではシイ・カシ萌芽林が見られる。内海景観の重要な構成因子であり、代表的な景勝地の一つである。	514
島田川をはさんで室積海岸と連なった白砂青松の優れた海岸で、海水浴、キャンプの適地である。	17
無人島で、植生は主にマサキ - トベラ群集で、野ウサギが生息している。	15
虹ヶ浜海岸と共に、白砂青松の優れた海岸で海水浴、キャンプの適地である。	12

名 称	区 域
室積半島	山口県光市 大字室積村の一部
千坊山 大峰山	山口県光市 大字室積村の一部
熊南群島 尾島・亀岩・小山・小祝島・長島・勿島	山口県光市 大字牛島の一部  山口県熊毛郡上関町 大字祝島及び大字長島の各一部  山口県熊毛郡田布施町 大字馬島の一部
周南群島 樺島・洲島	山口県周南市 大字大津島の一部
太華山	山口県周南市 大字大島及び大字栗屋の各一部
情島 諸島 金丸島	山口県大島郡周防大島町 大字伊保田の一部
鯛ノ峰	山口県大島郡周防大島町 大字伊保田及び大字油宇の各一部

地区の概要	面積(ha)
<p>典型的な陸繋島で、植生は主に二次林的なアカマツ林であるが、コジイ群集、リンボク、ウラジロガシ等の暖地性の植物が多い。中でも峨眉山は、峨眉山樹林として天然記念物にも指定されている。</p>	48
<p>室積半島、御手洗湾を見渡す優れた展望地である。また、両山ともコバノミツバツツジ - アカマツ群集が主である。</p>	99
<p>尾島は無人島でマサキ - トベラ群集が主な植生で、野ウサギが生息している。小祝島は無人島で安山岩からなり、海岸は崖となって頂上まで急斜面となっている。全島常緑広葉樹林で薪炭林として利用されたこともあるが、極相に近い植生を示し、学術上貴重である。</p> <p>長島は、瀬戸内海多島海美を見渡す優れた展望地である。</p> <p>勿島は、干潮時には馬島と陸続きとなり、植生はマサキ - トベラ群集が主である。</p>	76
<p>樺島は白砂青松が美しく、湧水もある。また洲島は、ホソバナカナワラビ - スダジイ群集が見られる。</p>	18
<p>内海景観の主要な展望地となっている。植生はもともとスダジイやタブノキ林であったが、現在はほとんど二次林である。山頂周辺は、ギフチョウの分布南限である。</p>	40
<p>情島の植生は主にマサキ - トベラ群集であるが、内陸部はクロマツの植林、標高100m以上のところは、コナラ群落も見られる。諸島は周囲は急峻であるが、頂上は緩やかに安山岩からなり、植生は主にマサキ - トベラ群集である。</p>	85
<p>鯛ノ峰、両源田、雨振地区で、マサキ - トベラ群集が主な植生であるが、鯛ノ峰ではコバノミツバツツジ - アカマツ群集、コナラ群落も見られる。鯛ノ峰は瀬戸内海多島海を見渡す優れた展望地である。</p>	51

名 称	区 域
頭 島 浮 島 飛 瀬 島	山口県大島郡周防大島町 大字浮島及び大字土居の各一部
前島 福島 幣振島	山口県大島郡周防大島町 大字久賀及び大字棕野の各一部
白木山	山口県大島郡周防大島町 大字地家室、大字外入及び大字西方の各一部
東和群島 鍋島・真宮島 ・我島・ハン ド島・前小島 ・満島	山口県大島郡周防大島町 大字西方、大字森及び大字和田の各一部
帯 石	山口県大島郡周防大島町 大字日前の一部

地区の概要	面積(ha)
<p>浮島は花崗岩からなる島で、植生は、海岸部はマサキ - トベラ群集、内陸部は主にコバノミツバツツジ - アカマツ群集である。頭島の植生はマサキ - トベラ群集である。飛瀬島は無人島で植生はウバメガシ - トベラ群集である。</p>	205
<p>前島は、マサキ - トベラ群集が主な植生であるが、南側はクロマツの植林も見られる。福島、幣振島は、内海景観を構成する島々で優れた自然を有する。</p>	119
<p>瀬戸内海多島海を見渡す優れた展望地である。植生は、主にコバノミツバツツジ - アカマツ群集である。</p>	188
<p>東和群島を構成する島々で、多島海美の重要な構成因子となっている。マサキ - トベラ群集が主な植生である。真宮島は干潮時には屋代島から歩いて渡ることができる。</p>	16
<p>嵩山の中腹にあり、日前沖の多島海を見渡す優れた展望地である。樹林がうっそうと生い茂り、植生は主にコバノミツバツツジ - アカマツ群集である。</p>	25
<p style="text-align: center;">合 計</p>	<p style="text-align: center;">1,802</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;"> 国 146  公 182  私 1,474 </span> <span style="font-size: 2em;">}</span> </p>

(ウ) 第3種特別地域

次の地域を第3種特別地域とする。

(表11：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	柳井市 大字阿月の一部	201
	周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区42林班及び 43林班の全部並びに39林班、40林班及び41林班の各一部  周南市 大字大津島及び大字富田の各一部	423
	大島郡周防大島町 大字久賀、大字西安下庄、大字西三蒲、大字東安下庄、大字東屋代 及び大字油宇の各一部	701
	熊毛郡上関町 大字室津の一部	315
	合 計	1,640  〔 国 437 公 378 私 825 〕



(表 12 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
周 南 群 島 黒髪島・仙島 ・竹島・中ノ 島・鍋島・西 ノ島	山口県周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区 42林班及び43林班の全部並びに39林班、40林班及び41林班の各一部  周南市 大字大津島及び大字富田の各一部
皇 座 山	山口県柳井市 大字阿月の一部  山口県熊毛郡上関町 大字室津の一部
嘉納山	山口県大島郡周防大島町 大字久賀、大字西安下庄、大字西三蒲、大字東安下庄及び大字東屋代の 各一部
片 島	山口県大島郡周防大島町 大字油宇の一部

地区の概要	面積(ha)
<p>黒髪島及び仙島は全島花崗岩からなり大半が国有林である。植生は海岸部はマサキ - トベラ群集、内陸部はコバノミツバツツジ - アカマツ群集である。 竹島、中ノ島、鍋島及び西ノ島の植生は主にマサキ - トベラ群集である。</p>	423
<p>新第三紀の輝石安山岩からなる中起伏山である。植生は山頂付近ではススキ群落、中腹周辺ではコバノミツバツツジ - アカマツ群集、海岸部ではマサキ - トベラ群集である。多島海美を見渡す優れた展望地である。</p>	516
<p>嘉納山、文殊山、源明山、嵩山の四峰があり、いずれも600m以上の標高である。地質は下部が花崗岩閃緑岩で、山頂付近は新第三紀の輝石安山岩から成っている。植生は主にコバノミツバツツジ - アカマツ群集であるが、文殊山中腹、嘉納山山頂付近はサカキウラジロガシ群集、源明山には集塊岩地植生群、嵩山山頂にはホソバカナワラビ - スダジイ群集が見られる。</p>	648
<p>高所は輝石安山岩からなる。植生は海岸部がマサキ - トベラ群集、内陸部はタブ群集が見られる。</p>	53
<p>合 計</p>	<p>1,640</p> <p>{ 国 437 公 378 私 825 }</p>

イ 海域公園地区

次の区域を海域公園地区とする。

(表 13：海域公園地区総括表)

都道府県名	区 域	面積(ha)
山口県	大島郡周防大島町 地家室地先、外入地先及び沖家室地先	56.4
	合 計	56.4



(表 14 : 海域公園地区内訳表)

名 称	区 域
牛ヶ首	山口県大島郡周防大島町 地家室地先
地家室	山口県大島郡周防大島町 地家室地先
伊崎	山口県大島郡周防大島町 外入地先
沖家室	山口県大島郡周防大島町 沖家室地先

地 区 の 概 要	面積 ( ha )
<p>クロメ、ホンダワラ類の海藻群落や多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要がある。</p>	20.3
<p>水深2 mから 10mにかけての岩盤や転石の上にニホンアワサンゴの大規模な群体の分布が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要がある。</p>	13.0
<p>クロメ、ホンダワラ類の海藻群落や多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要がある。</p>	18.6
<p>クロメ、ホンダワラ類の海藻群落や多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要がある。</p>	4.5
<p style="text-align: center;">合 計</p>	56.4

ウ 普通地域

次の区域を普通地域とする。

(表 15：普通地域（陸域）表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)												
山口県	防府市 大字野島の一部	70												
	下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区44林班から 47林班まで及びに49林班の全部並びに48林班、50林班及び51林班の 各一部	668												
	下松市 大字笠戸島の一部													
	周南市 大字大島、大字大津島、大字栗屋及び大字徳山の各一部	1,124												
	大島郡周防大島町 大字地家室、大字外入、大字西方及び大字東屋代の各一部	327												
	熊毛郡田布施町 大字馬島の一部	53												
	熊毛郡平生町 大字佐合島の一部	105												
陸 域 合 計		2,347												
		<table style="border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="text-align: right;">382</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td style="text-align: right;">153</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td style="text-align: right;">1,812</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	{	国	382		公	153		私	1,812	}		
{	国	382												
	公	153												
	私	1,812												
}														

(表 16 : 普通地域 ( 海域 ) 表)

区 域	面積 (ha)
大阪府泉南郡岬町の地先海面の一部 兵庫県姫路市、明石市、洲本市、相生市、赤穂市、南あわじ市、淡路市及びたつの市の地先海面の一部 和歌山県和歌山市の地先海面の一部 岡山県岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市及び浅口市の地先海面の一部 広島県広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡坂町及び豊田郡大崎上島町の地先海面の一部 山口県下関市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町並びに熊毛郡上関町、田布施町及び平生町の地先海面の一部 徳島県鳴門市の地先海面の一部 香川県高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町及び小豆島町、香川郡直島町並びに仲多度郡多度津町の地先海面の一部 愛媛県松山市、今治市、西条市、大洲市、越智郡上島町及び西宇和郡伊方町の地先海面の一部 福岡県北九州市の地先海面の一部 大分県大分市及び東国東郡姫島村の地先海面の一部	837,484

海域は国の所有に属する公有水面であり、  
 県別に面積を示すことができないため、  
 瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

工 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表 17：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域											
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域		
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
合計	土地所有別面積	0	0	0	0	99	22	146	182	1,474	437	378	825
	地種区分別面積 (比率)	0 (0)			121 (2.0)			1,802 (30.5)			1,640 (27.7)		
	地域区分別面積 (比率)	3,563 (60.3)											
	地域別面積 (比率)	3,563 (60.3)											

(単位：面積 ha、比率%)

普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			普通地域 (海域) ※	海域公園地区 ※	合計 (海域) ※
国	公	私	国	公	私			
382	153	1,812	965	812	4,133			
2,347 (39.7)			5,910 (100.0)			837,484	4ヶ所 56.4	837,541

## (イ) 地域地区別市町村別面積

(表 18 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : 面積 ha)

地域地区 市町村名		特 別 地 域				普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	普通 地域 (海域) ※	海域 公園 地区 ※	合計 (海域) ※
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計					
山 口 県	下関市	5	37	0	42	0	42			
	防府市	0	5	0	5	70	75			
	下松市	0	232	0	232	668	900			
	岩国市	0	514	0	514	0	514			
	光市	0	192	0	192	0	192			
	柳井市	0	0	201	201	0	201			
	周南市	0 (0.03)	58	423	481	1,124	1,605			
	大島郡 周防大島町	116	689	701	1,506	327	1,833			
	熊毛郡	上関町	0	68	315	383	0	383		
		田布施町	0	7	0	7	53	60		
平生町		0	0	0	0	105	105			
合 計		121	1,802	1,640	3,563	2,347	5,910	837,484	4カ所 56.4	837,541

※海域は国の所有に属する公有水面であり、  
 県別に面積を示すことができないため、  
 瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。



( 5 ) 利用施設計画

ア 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

( 表 19 : 単独施設表 )

番号	種 類	位 置
1	園 地	山口県下関市 ( 火の山山頂 )
2	園 地	山口県周南市 ( 太華山山頂 )
3	園 地	山口県周南市 ( 大津島馬島 )
4	園 地	山口県下松市 ( 笠戸島瀬戸 )
6	野営場	山口県下松市 ( 笠戸島白浜 )
12	園 地	山口県光市 ( 虹ヶ浜 )
13	水泳場	山口県光市 ( 虹ヶ浜 )
14	園 地	山口県光市 ( 室積海岸 )
15	水泳場	山口県光市 ( 室積海岸 )
17	園 地	山口県光市 ( 峨眉山 )
20	園 地	山口県大島郡周防大島町 ( 白木山山頂 )

整備方針	旧計画との関係
展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日告示
展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日告示
展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日告示
休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日告示
野外レクリエーション機能を総合的に備えた地区として整備する。	平成3年7月26日告示
白砂青松の地を活かした保養の場とする。	平成3年7月26日告示
自然観察、休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日告示
展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日告示

番号	種類	位置
23	園地	山口県熊毛郡上関町（皇座山山頂）

整備方針	旧計画との関係
展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示

イ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 20：道路(車道)表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	火の山線	起点 - 山口県下関市 ( 棕野・国立公園境界 ) 終点 - 山口県下関市 ( 火の山山頂 )	
2	太華山線	起点 - 山口県周南市 ( 栗屋・国立公園境界 ) 終点 - 山口県周南市 ( 奈切・国立公園境界 )	太華山
3	室積大峯千坊線	起点 - 山口県光市 ( 大峯・国立公園境界 ) 終点 - 山口県光市 ( 千坊・国立公園境界 )	大峯峠 千坊山
4	嘉納山線	起点 - 山口県大島郡周防大島町 ( 能庄・国立公園境界 ) 終点 - 山口県大島郡周防大島町 ( 嘉納山山頂 )	
5	下田白木山線	起点 - 山口県大島郡周防大島町 ( 下田・国立公園境界 ) 終点 - 山口県大島郡周防大島町 ( 白木山山頂 )	
6	帯石観音嵩山線	起点 - 山口県大島郡周防大島町 ( 日前・国立公園境界 ) 終点 - 山口県大島郡周防大島町 ( 嵩山山頂 )	帯石観音
7	室津皇座山線	起点 - 山口県熊毛郡上関町 ( 室津・国立公園境界 ) 終点 - 山口県大島郡周防大島町 ( 皇座山山頂 )	
8	平山皇座山線	起点 - 山口県熊毛郡上関町 ( 平山・国立公園境界 ) 終点 - 山口県熊毛郡上関町 ( 皇座山・車道合流点 )	

整備方針	旧計画との関係
市街地から火の山に至るルートとする。	平成3年7月26日 告示
太華山を回遊するルートとする。	平成3年7月26日 告示
大峯山と千坊山を連絡するルートとする。	平成3年7月26日 告示
嘉納山に至るルートとし、嘉納山線歩道の有効的利用を図る。	平成3年7月26日 告示
白木山に至るルートとする。	平成3年7月26日 告示
帯石観音、嵩山に至る幹線ルートとする。	平成3年7月26日 告示
皇座山に至るルートとする。	平成3年7月26日 告示
皇座山に至るルートとする。	平成3年7月26日 告示

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 21：道路(歩道)表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	太華山線	起点 - 山口県周南市 (奈切・国立公園境界) 終点 - 山口県周南市 (太華山山頂)	
2	笠戸島回遊線	起点 - 山口県下松市 (笠戸島瀬戸) 終点 - 山口県下松市 (笠戸島江ノ浦・国立公園境界) 起点 - 山口県下松市 (笠戸島瀬戸) 終点 - 山口県下松市 (笠戸島江ノ浦・国立公園境界) 起点 - 山口県下松市 (笠戸島江ノ浦・国立公園境界) 終点 - 山口県下松市 (笠戸島深浦・国立公園境界)	高山 落 尾郷 本浦 峠ノ浦 白浜 松ヶ浦
3	千坊山線	起点 - 山口県光市 (大峯山山頂) 終点 - 山口県光市 (千坊山山頂)	
4	嘉納山線	起点 - 山口県大島郡周防大島町 (文殊山・国立公園境界) 終点 - 山口県大島郡周防大島町 (源明山・国立公園境界) 終点 - 山口県大島郡周防大島町 (帯石観音・国立公園境界)	文殊山 嘉納山 源明山 嵩山
5	相浦皇座山線	起点 - 山口県柳井市 (相浦・国立公園境界) 終点 - 山口県熊毛郡上関町 (皇座山山頂)	

整備方針	旧計画との関係
太華山山頂までの登山道及び探勝歩道として既存歩道の整備を図る。	平成3年7月26日 告示
笠戸島を回遊する探勝歩道として既存歩道と連絡させ整備を図る。	平成3年7月26日 告示
大峯山から千坊山に至る縦走路、探勝歩道として既存歩道の整備を図る。	平成3年7月26日 告示
屋代島の嘉納山山地を結ぶ縦走路、探勝歩道として既存歩道の整備を図る。	平成3年7月26日 告示
皇座山への登山道として整備を図る。	平成3年7月26日 告示

## ウ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 22：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置
1	火の山線	索道運送施設	起点 - 山口県下関市（火の山山麓） 終点 - 山口県下関市（火の山山頂）

整備方針	旧計画との関係
火の山山頂へ至るロープウェイとして既存施設及びその周辺の整備を図る。	平成3年7月26日 告示